

先端材料[合金、その粉末 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)(医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたものを除く。)]

商 品 名 :

メーカ ー 名 :

型式及び等級 :

該非判定用パラメータシート
先端材料・貨物
様式5-07

CISTEC 2016.08.10 文言修正

(平成27年10月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	は い	記 入 欄
5 重量比でマグネシウムの含有量が他の成分のいずれよりも多い <u>マグネシウム合金 (注)</u> の粉末か	☐ 非該当	☐ (a) ^	
(a) 粉末はアルミニウム及びマグネシウムを含む3種類以上の元素からなるものか	☐ 非該当	☐ (b) ^	元素名: ____
(b) この粉末を固化成形した場合、引張強さが 345MPa以上の合金となるものか	☐ 非該当	☐ (c) ^	引張強さ: ____ MPa
(c) この粉末を固化成形した場合、 <u>3%食塩水中における腐食 (注) 速度</u> が 1mm/年 未満の合金となるものか	☐ 非該当	☐ (二) ^	腐食速度: ____ mm/年
(二) 次のいずれかの方法で製造した合金の粉末			
1 <u>真空噴霧法 (注)</u> か	☐ 2 ^	☐ 該当	
2 <u>ガス噴霧法 (注)</u> か	☐ 3 ^	☐ 該当	
3 <u>回転噴霧法 (注)</u> か	☐ 4 ^	☐ 該当	
4 <u>スプラットクエンチ法 (注)</u> か	☐ 5 ^	☐ 該当	
5 <u>メルトスピニング法 (注)</u> 及び <u>粉化法 (注)</u> か	☐ 6 ^	☐ 該当	
6 <u>メルトエキストラクション法 (注)</u> 及び <u>粉化法 (注)</u> か	☐ 7 ^	☐ 該当	
7 <u>機械的合金法 (注)</u> か	☐ 8 ^	☐ 該当	
8 <u>プラズマ噴霧法 (注)</u> か	☐ 非該当	☐ 該当	
二 次の(一)から(三)までのすべてに該当する合金材料か	☐ 非該当	☐ (一) ^	
(一) 次のいずれかの合金に該当するものからなるもの			
1 重量比でニッケルの含有量が他の成分のいずれよりも多い <u>ニッケル合金 (注)</u> か	☐ 2 ^	☐ (a) ^	
(a) 製造工程中に混入する 径が100μmを超える金属以外の粒子の数が 1×10^9 個中の金属粒子に対して 3個 未満のものか	☐ 非該当	☐ (b) ^	粒子数: ____個
(b) アルミニウム及びニッケルを含む3種類以上の元素からなるニッケル合金か	☐ 非該当	☐ (二) ^	元素名: ____
2 重量比でニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い <u>ニオブ合金 (注)</u> か	☐ 3 ^	☐ (a) ^	元素名: ____
(a) アルミニウム、けい素又はチタンのいずれかの元素及びニオブを含む3種類以上の元素からなるものか	☐ 非該当	☐ (二) ^	元素名: ____

先端材料[合金、その粉末(2の項の中欄に掲げるものを除く。)(医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたものを除く。)]

商 品 名 :

メーカ ー 名 :

型式及び等級 :

該非判定用パラメータシート
先端材料・貨物
様式5-07

CISTEC 2016.08.10 文言修正
(平成27年10月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	は い	記 入 欄
3 重量比でチタンの含有量が他の成分のいずれよりも多い<u>チタン合金(注)</u>か (a) アルミニウム及びチタンを含む 3種類 以上の元素からなるものか	☐ 4 ^ ☐ 非該当	☐ (a) ^ ☐ (二) ^	元素名: _____ _____ _____
4 重量比でアルミニウムの含有量が他の成分のいずれよりも多い<u>アルミニウム合金(注)</u>か (a) マグネシウム、亜鉛又は鉄のいずれかの元素及びアルミニウムを含む 3種類 以上の元素からなるものか	☐ 5 ^ ☐ 非該当	☐ (a) ^ ☐ (二) ^	元素名: _____ _____ _____
5 重量比でマグネシウムの含有量が他の成分のいずれよりも多い<u>マグネシウム合金(注)</u>か (a) アルミニウム及びマグネシウムを含む 3種類 以上の元素からなるものか	☐ 非該当 ☐ 非該当	☐ (a) ^ ☐ (二) ^	元素名: _____ _____ _____
(二) 細かく砕かれていないフレーク状、リボン状又は細い棒状の合金材料か	☐ 非該当	☐ (三) ^	合金名: _____ _____
(三) <u>スプラットクエンチ法(注)</u>で製造されたものか	☐ (a) ^	☐ 該当	_____
(a) メルトスピニング法で製造されたものか	☐ (b) ^	☐ 該当	_____
(b) メルトエキストラクション法で製造されたものか	☐ 非該当	☐ 該当	_____
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該当 「該当項番」欄へ	
該 当 項 番	輸出令別表第1の____の項(____)		
	貨物等省令第____条 第____号____		

(注) 「貨物等省令第4条第七号イ、ロの合金」「ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金、マグネシウム合金」「応力破断時間」「低サイクル疲労寿命」「真空噴霧法」「ガス噴霧法」「回転噴霧法」「スプラットクエンチ法」「メルトスピニング法」「粉化法」「メルトエキストラクション法」「機械的合金法」「プラズマ噴霧法」「3%食塩水中における腐食」については輸出令別表第1の5の項の解釈>を参照のこと。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名:

所属・役職:

(フリガナ)

氏 名:

電 話:

印

(内線)